



島根県報

令和4年12月27日（火）

号外 第 150 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 3

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 4

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 4

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 8

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第10号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

	「		「	
	28		27	
	28		27	
	29		28	
	29		28	
	29		28	
	29		28	
	30		29	
別表第8中	30	を	29	に改める。
	30		29	
	30		30	
	31		30	
	31		30	
	31		31	
	31		31	
	32		31	
	」		」	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月27日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給がこの規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に病院事業管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第21号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2アの表中

42	41	50	49
42	42	51	50
43	42	52	50
43	42	53	51
44	43	53	51
44	43	54	52
45	43	54	52
45	44	55	53
45	44	55	53
46	44	56	54
46	44	56	54
46	45	57	55
47	45	57	55
47	46	58	56
47	46	58	56
47	47	59	57
48	47	59	58
		60	59

を に、 を に改める。

別表第7の2イの表中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	43
44	43
44	44
44	44

を に改める。

45	45
45	45
46	46

」

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

別表第7の2ウの表中

を

に改める。

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第37号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する通知)

- 16 条例附則第10項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを任命権者が適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第38号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

「
26

「
25

別表第25中

26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

を

に改める。

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23

別表第27中

22
22
22
22
23
23

を

21
22
22
22
22
22

に、

24
24
24
24
25
25
26
26
27

を

23
23
23
24
24
24
24
24
25

に、

25
25
26
26
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
33
33
34
34
35

を

23
24
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
32
33

に改

める。

別表第28中

26
27
28
29
29
29
30
30
30
31

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46

に、

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59

に、

31
31
32

30
31
31

48

47

60
61
61
62
62
63

59
59
60
60
60
61

22
22
23
23
24
24
25
25
25
26
26
26
27
27
27
28

を

21
22
22
22
22
23
23
23
24
24
24
25
25
26
26
27
27

に改める。

別表第29中

28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

を

27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31

に改める。

	「		」	
	「		」	
		38		
		39		
		40		
		41		
		41		
		41		
		42		
		42		
別表第30中		42		
	を	43		に改める。
		43		
		43		
		43		
		44		
		44		
		44		
		45		
		45		
		46		
	」		」	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第39号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（条例附則第13項の規定を受ける教育職員に対する通知）

25 条例附則第13項の規定の適用により給料月額が異動することとなった教育職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを任命権者が適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

別表第9の3中

34	33	46	45
34	34	47	46
35	34	48	46
35	34	49	47
36	35	49	47
36	35	50	48
37	35	50	48
37	35	51	49
37	36	51	49
38	36	52	50
38	36	52	50
39	37	53	51
39	37	53	51
39	38	53	52
40	38	54	52
	39	54	53
		54	53
		55	54
		55	54
		55	55
		55	55
		56	55

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第9の3の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員（個別に人事

委員会の承認を得て号給を決定することとされている教育職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける教育職員との均衡上必要があると認められる教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。